

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月18日（平成30年（行情）諮問第267号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行情）答申第220号）

事件名：特定課が保有する使用者責任を求めた裁判記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「労災補償課が保有する使用者責任を求めた裁判記録（労働者が自殺したもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月6日付け愛労発基0306第23号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年2月6日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労災補償課が保有する使用者責任を求めた裁判記録（労働者が自殺したもの）」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年3月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### （1）本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「労災補償課が保有する使用者責任を求めた裁判記録（労働者が自殺したもの）」に関して行われたもので

ある。

## (2) 本件対象行政文書の保有について

審査請求人が求める「労災補償課が保有する使用者責任を求めた裁判記録（労働者が自殺したもの）」について、処分庁は当該請求に係る行政文書は作成、取得しておらず、これを保有していないことから、法9条2項の規定に基づき不開示とした。

そもそも、都道府県労働局の労災補償課の所掌する訴訟は、労災保険給付の不支給決定の処分の取消しを求める訴訟等が提起されているところ、事業主の使用者責任を求める訴訟は国に対して提起できず、また、国が提起することはないことから、処分庁の上記判断は、何ら不自然・不合理な点はない。

したがって、上記(1)により開示請求された対象行政文書について、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて本件対象行政文書を保有していないことを再度確認している。

## 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成または取得している。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

## 5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月18日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月2日     | 審議            |
| ④ | 同年9月6日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「労災補償課が保有する使用者責任を求めた裁判記録（労働者が自殺したもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

ア 都道府県労働局の労災補償課の所掌する訴訟は、労災保険給付の不支給決定の処分の取消しを求める訴訟等が提起されているところ、事業主の使用者責任を求める訴訟は国に対して提起できず、また、国が提起することはないことから、処分庁の上記判断は、何ら不自然・不合理な点はない。

イ したがって、本件対象文書について、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

ウ なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて本件対象文書を保有していないことを再度確認している。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子